

資料4

3月15日 食品衛生分科会

報告事項に関する資料

食品からの放射性物質の一日摂取量の推定について

1 目的

放射性物質の人へのばく露経路の一つと考えられる食品について、通常の食生活における食品からの放射性物質の摂取量を推計すること。

2 方法

2. 1 マーケットバスケット試料(MB 試料)^{*1}による推定

(1)概要

12 地域(北海道、岩手県、福島県(浜通り、中通り、会津)、栃木県、茨城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県)で、平成 24 年 2~3 月に試料調製のための食品を購入した。生鮮食品は可能な限り地元産品、あるいは近隣産品等を購入した。厚生労働省の平成 20 年国民健康・栄養調査の地域別・食品別摂取量平均に基づいて、それらの食品を計量し、そのまま、又は調理した後、13 食品群に大別して、混合し均一化したもの及び飲料水(合計 14 食品群)を MB 試料として、放射性セシウム(Cs-134, Cs-137)及び放射性カリウム(K-40: 自然核種)を分析し、通常の食生活における放射性物質の一日摂取量(Bq/man/day)を算出した。さらに、1 年間を通じて平均的な食事をした時の預託実効線量(mSv/year)を計算した。

(2)測定方法

MB 試料を 2 L マリネリ容器に入れ、Ge 半導体検出器を用いて 22 時間測定した。検出限界は試料により異なるが、Cs-134 と Cs-137 の合計として 0.1 Bq/kg 程度とした。摂取量の計算には検出限界以下となった試料の濃度を、当該試料の検出限界の 1/2 とし、バックグラウンドが認められた場合は、試料の計数率よりこの値を減算した。また、減衰補正を行って試料食品調製日の濃度とした。

2. 2 陰膳試料^{*2}による推定

(1)概要

9 地域(北海道、岩手県、福島県、栃木県、茨城県、埼玉県、新潟県、大阪府、高知県)において、平成 24 年 3~5 月に一般家庭から陰膳試料を収集した。地域ごとに、乳児(1 歳未満)、幼児(1~6 歳)、小児(7~12 歳)、青少年(13~18 歳)、一般成人(19~60 歳)、高齢者(60 歳超の退職者)の 6 年齢区分の男女 3 名ずつ及び妊婦 3 名、合計 39 名の一日分の食事を全て集めたものを試料とした。なお、福島県においては、各区分の 3 試料を、浜通り、中通り、会津の 3 地域からの 1 名分ずつとした。これらの試料中の放射性セシウム(Cs-134, Cs-137)及び K-40 を分析し、放射性物質の一日摂取量(Bq/man/day)及びこの食事を 1 年間摂取し続けた時の預託実効線量(mSv/year)を求めた。

(2)測定方法

陰膳試料は一般的に水分含量が高いため、必要に応じてホットプレート上で水分を蒸発させて減容した後に混合し均一化したものを Ge 半導体検出器を用いて測定した。年齢区分により、一日の食事量が異なっているため、試料量に応じて U8 容器、200 mL 容器、1L マリネリ容器を使用し、測定時間は 24 時間を上限とした。このため、検出限界は試料により異なり、Cs-134 及び Cs-137 の検出限界は 0.04~1.8 Bq/kg、K-40 の検出限界は 0.53~14 Bq/kg となった。最も検出限界が高かった試料は、総量が 20 g の母乳栄養の乳児の一日食(U8 容器で 24 時間測定)であった。摂取量の計算には検出限界以下となった試料の濃度を、当該試料の検出限界の 1/2 とし、バックグラウンドが認められた場合は、試料の計数率よりこの値を減算した。また、減衰補正を行って試料食品調製日の濃度とした。

3 結果の概要

3. 1 MB 試料による結果

168 試料中、Cs-134 が検出された試料は 75、Cs-137 が検出された試料は 88、K-40 が検出された試料は 147 であった。

食品からの放射性物質の一日摂取量は、放射性セシウム(Cs-134 と Cs-137 の総和): 0.17~1.7 Bq/man/day、K-40: 69~89 Bq/man/day と推定された。また年当たりの預託実効線量は、放射性セシウム(Cs-134 と Cs-137 の総和): 0.0009~0.0094 mSv/year、K-40: 0.16~0.20 mSv/year と推定された(表 1 及び図 1)。放射性セシウムによる年当たりの預託実効線量は 1 mSv の 1% 以下であった。平成 23 年 9~11 月に 3 地域(宮城県、福島県(中通り)、東京都)で作製された試料から推定した放射性物質一日摂

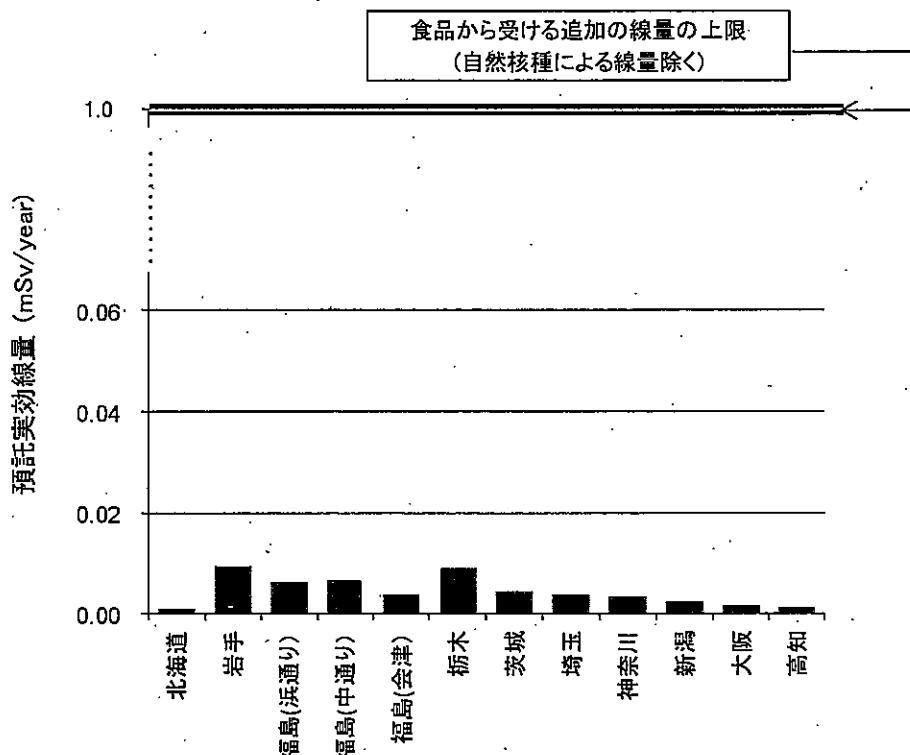
取量は、放射性セシウム(Cs-134とCs-137の総和):0.42~3.4 Bq/man/day、K-40:77~91 Bq/man/dayであり、預託実効線量は放射性セシウム(Cs-134とCs-137の総和):0.0024~0.019 mSv/year、K-40:0.18~0.21 mSv/yearであった。これらの値と比較すると、放射性セシウム摂取量は大きく低下している。なお、K-40の摂取量には大きな変化は見られない。

<表1 MB 試料による放射性セシウム及び放射性カリウムの年当たり預託実効線量>

地域	放射性セシウム (mSv/year)	放射性カリウム (mSv/year)
北海道	0.0009	0.157
岩手	0.0094	0.202
福島(浜通り)	0.0063	0.186
福島(中通り)	0.0066	0.189
福島(会津)	0.0039	0.179
栃木	0.0090	0.180
茨城	0.0044	0.194
埼玉	0.0039	0.175
神奈川	0.0033	0.156
新潟	0.0023	0.167
大阪	0.0016	0.160
高知	0.0012	0.177

※BqからSvへの換算には、ICRP Publication 72の成人の預託実効線量係数(Sv/Bq)を用いた。

<図1 MB 試料による放射性セシウムの年当たり預託実効線量>



3. 2 陰膳試料による結果

各試料の濃度の測定結果から推定した地域別の預託実効線量を表2及び図2に示した。地域別の預託実効線量の平均値は、放射性セシウム(Cs-134とCs-137の総和):0.0012~0.0039 mSv/year、K-40:0.17~0.21 mSv/yearと推定された。このうち放射性セシウムによる地域別平均の最大値(茨城県)でも0.0039 mSv/yearで、1 mSvの1%以下であった。年齢層毎の預託実効線量の平均値を表3に示した。乳児～小児の年当たり預託実効線量は青少年以上よりもやや小さい結果となつた。

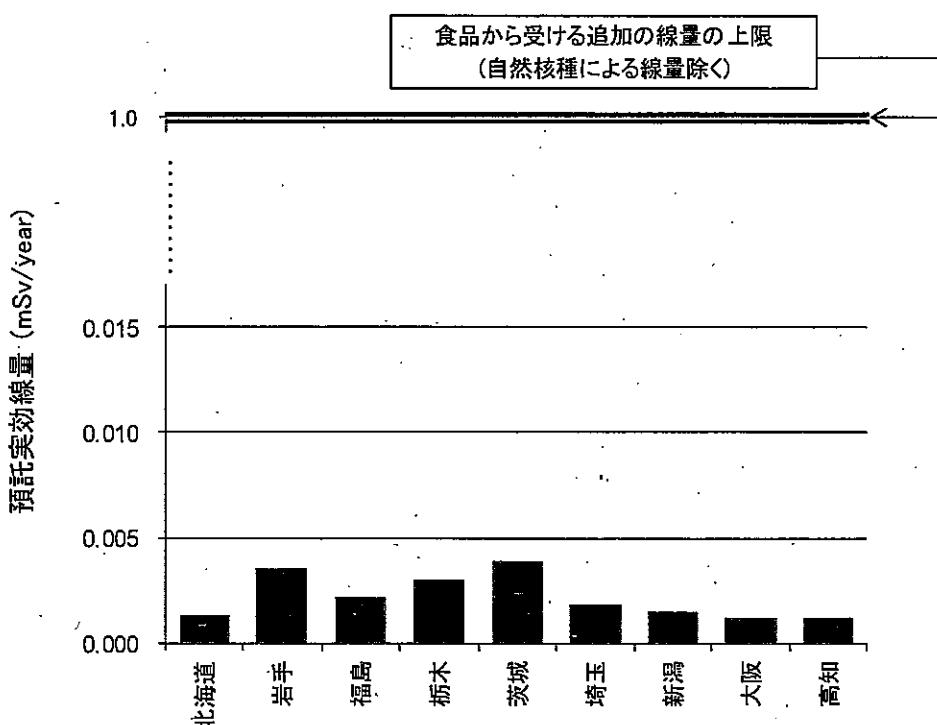
全調査試料における預託実効線量の最大値は0.027 mSv/year(福島県)であった。地域別に90パーセンタイル値を算出し、それらの最大値は0.0091 mSv/year(茨城県)であった。このように、同一地域でも食事による線量には一定のバラツキが見られるが、仮に陰膳で高い濃度となつた食事を1年間継続しても、年間の預託実効線量は1 mSvよりも2桁程度低いと予想される。

<表2 陰膳試料から推定した放射性セシウム及び放射性カリウムの年当たり預託実効線量>

地域	放射性セシウム (mSv/year)		放射性カリウム (mSv/year)
	平均値	90 パーセンタイル値	
北海道	0.0013	0.0018	0.208
岩手	0.0035	0.0075	0.201
福島	0.0022	0.0035	0.187
栃木	0.0030	0.0078	0.204
茨城	0.0039	0.0091	0.214
埼玉	0.0018	0.0043	0.174
新潟	0.0015	0.0022	0.170
大阪	0.0012	0.0016	0.166
高知	0.0012	0.0016	0.196

※BqからSvへの換算には、年代別にICRP Publication72の預託実効線量係数(Sv/Bq)を用いた。

<図2 陰膳試料から推定した地域別放射性セシウムの年当たり預託実効線量の平均値>



<表3 陰膳試料から推定した年齢区分毎の年当たり預託実効線量の平均値>

地域	放射性セシウム (mSv/year)			
	乳児 (1歳未満)	幼児 (1~6歳)	小児 (7~12歳)	青少年以上 (13歳~)
北海道	0.0011	0.0008	0.0010	0.0015
岩手	0.0013	0.0026	0.0018	0.0048
福島	0.0019	0.0008	0.0010	0.0031
栃木	0.0010	0.0020	0.0018	0.0042
茨城	0.0027	0.0029	0.0027	0.0048
埼玉	0.0007	0.0009	0.0012	0.0026
新潟	0.0009	0.0010	0.0013	0.0019
大阪	0.0007	0.0007	0.0007	0.0010
高知	0.0007	0.0012	0.0010	0.0014

3. 3 MB 試料と陰膳試料による結果の比較

MB 試料と陰膳試料から推定された K-40 による年当たり預託実効線量は良く似た値となった。一方、放射性セシウム(Cs-134 と Cs-137 の総和)による年当たり預託実効線量は、MB 試料の方が高い地域が多く見られた。MB 試料を作製する際には、生鮮食品は可能な限り地元産品、あるいは近隣産品等を購入したが、陰膳試料の場合にはそのような指示をせず、通常の食事を収集したことが、この差の原因の一つと考えられる。

*1 マーケットバスケット試料(MB 試料)

種々の有害物質の一日摂取量を推定するための試料作製方式の1つ。マーケットバスケット方式では、日本人の平均的な食事を再現したモデル試料を作成する。厚生労働省は、国民の身体状況、栄養素等摂取量を明らかにし、国民の健康増進を図るために、毎年国民健康・栄養調査を実施している。この調査では、3000 世帯以上に依頼して、1日に食べた食品全ての重量を調査票に記入していただいている。このデータを集計することにより、個々の食品の1日摂取量の平均値を求めることができる。食品をそれぞれの1日摂取量の比率に従って混合すれば、一日の平均的な食事となるが、全ての食品を含めた単一試料は、調製することも分析することも困難であるので、食品をその性質によって14の群に分類し、14試料で1セットのマーケットバスケット試料となる。米及び飲料水以外の群は、それぞれに10以上の食品を含めるので、マーケットバスケット試料全体としては200種類以上の食品を含むことになる。また、国民健康・栄養調査データを地域別、年齢層別等に解析して、当該グループの食品摂取量の平均値を求めることにより、それぞれのマーケットバスケット試料を作製することが可能である。

食品群ごとに含める食品とその重量を決定した後に、小売店などで食品を購入し、通常の食事の形態に従った簡単な調理を行う。調理としては、水で煮る、フライパンで焼く等が行われるが、油脂の群、調味料の群が含まれているので、油で揚げる、調味するといった調理は行わない。調理した食品は、摂取量に従って採取し、混合・均一化する。

マーケットバスケット方式では、平均的な食事試料を作成しているので、化学物質摂取量の平均値のみが求められ、摂取量の分布は得られない。一方、食品群別に一日摂取量が得られることから、対象とする化学物質の主要な摂取源となる食品群を特定することが可能である。

*2 陰膳試料

種々の有害物質の一日摂取量を推定するための試料作製方式の1つ。陰膳方式では、一般家庭から特定の個人の1日分の食事を実際に集め、1日分を混合・均一化して試料とする。実際の食事を使用するため、地域、年齢に加えて個人の嗜好等も反映された試料となる。多数の性質の異なる食品を混合するため、食品群毎に分かれている MB 試料よりも測定は難しい。また、大量の飲料水、嗜好飲料等が含まれるために分析対象物質の濃度が低くなる。

十分に多数の陰膳試料があれば、摂取量の平均値、標準偏差、パーセンタイル値等の統計量も推定できる。食事内容の詳細なデータが得られれば、解析により摂取源を特定できる可能性はあるが、一般的には困難である。

力ネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（概要）

H24.11.30施行

○原因事業者による医療費の支払等の被害の回復の支援

<医療費の支払の支援>

今後とも、最大限、力ネミ倉庫株式会社が保有する倉庫の有効かつ安定的な活用を図り、将来にわたって医療費が力ネミ倉庫株式会社から確実に支払われるようとする。

<一時金の残余等の支払の支援>

力ネミ倉庫株式会社による新たな倉庫の活用のための取組を支援するとともに、政府所有米穀の保管の委託数量の拡大等による収入の増加を図り、その利益について一時金の残余等の支払に適切に充てられるようとする。

<上記施策の実施の確保>

力ネミ油症患者に対し医療費や一時金の残余等が確実に支払われるよう、その状況について把握するとともに、必要に応じて力ネミ倉庫株式会社に対する指導を行う。

○力ネミ油症患者の健康状態の把握

油症の特殊性を踏まえ、油症の調査・研究を更に推進するため、油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」を支給する。当面、毎年度実施する。

○力ネミ油症の診断基準の見直し、調査、研究

事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、油症治療研究班に対して、診断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめるよう要請する。

また、今後とも油症治療研究班への助成を行い、力ネミ油症に関する調査及び研究の効果的な推進を図る。

○力ネミ油症に係る医療提供体制の確保

厚生労働省や関係都府県等が医療機関等と調整し、油症患者受療券が利用可能な医療機関の拡大を図るとともに、受療券が利用可能な医療機関の一覧を作成し、周知を図る。

○力ネミ油症の症状、治療等の情報の収集・提供及び相談支援

油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医学的知見及び医師の治療の参考となる症例集を、全国の医療機関に対して、インターネット等により速やかに情報提供する等の取組を図る。

また、厚生労働省や関係都道府県は、力ネミ倉庫株式会社による医療費の支払等に関する力ネミ油症患者からの相談に対応する。

○力ネミ油症患者に関する施策に関するその他の重要事項

<力ネミ油症に関する正しい知識の普及啓発>

力ネミ油症患者等が不当に差別されることのないよう、国及び関係地方公共団体は、力ネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努める。

<関係団体等による定期的な協議等>

国、力ネミ倉庫株式会社、力ネミ油症患者の三者から構成される定期的な協議の場を設けるとともに、関係省庁から構成される連絡会議の開催を通じ、情報の共有及び施策の連携を図る。

平成 25 年度輸入食品監視指導計画について

平成 25 年 3 月
輸入食品安全対策室

1. 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法（以下「法」という。）第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- 輸入届出時の審査による法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{*1}（平成 25 年度計画：約 9 万 3 千件）
- 検査命令^{*2}（平成 24 年 2 月 28 日現在：全輸出国の 17 品目及び 25 國・1 地域の 79 品目）
- 海外情報等を踏まえた病原微生物に係るモニタリング検査の強化

4. 輸出国における衛生対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する食品安全規制の周知

5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入前、初回輸入時及び定期的な自主検査の指導^{*3}
- 記録の作成及び保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

6. 国民への情報提供

- 輸入食品監視指導計画及び計画に基づく監視結果の公表
- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- リスクコミュニケーションの実施

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度の検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：原材料管理の検証に資する加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討・開発を実施

平成 25 年度輸入食品監視指導計画の概要

平成 25 年 3 月
輸入食品安全対策室

【計画本文】（新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。）

序 文

平成 24 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 25 年度計画において取り組む施策を記述。

- 計画的な輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する制度調査を実施した。

また、牛海绵状脳症（以下「BSE」という。）等に係る輸出国の安全管理についても現地調査を行った。

なお、輸出国の政府担当者や食品等事業者に我が国の食品衛生規制を周知するための説明会を開催し、海外の生産現場における衛生管理をより一層推進する。

- 海外での食中毒や食品からの病原微生物の検出に関する情報が増加し、関係食品の輸入実績も確認されることから、腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌、リストeria 菌などの病原微生物に係るモニタリング検査を強化する。

- ポジティブリスト制度を着実に施行するとともに、過去の検査実績を踏まえた検査の見直しを行う。

- BSE については、月齢制限の見直し等が行われたことを踏まえ、輸出国政府との協議、現地調査及び輸入時の検査を通じて、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証していくものとする。

- 引き続き、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）（平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号）」に基づき、輸入者に対し輸出国段階における自主的な安全管理を指導するとともに、輸出国における食品安全対策の適正化を推進するため、計画的に対日輸出食品について、輸出国の食品安全に関する制度調査の実施に努めていくこととする。

1 目的

「重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。」

2 適用期間

「平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日」

3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第4条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

- ・輸出国の生産等の段階における安全対策を推進するため、我が国の食品安全規制に関する情報を在京大使館、輸入者、輸出国の政府担当者及び輸出国の生産者、製造者、加工者等へ提供し、本省のホームページに掲載する。

4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- (1)輸入届出の確認、(2)モニタリング検査、(3)モニタリング検査以外の行政検査、(4)検査命令、(5)包括的輸入禁止措置及び(6)海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。
- ・検査命令の解除要件に際しては、検査命令通知日以降に違反事例がない場合は検査命令通知日から2年間新たな違反事例がないものとする。

5 輸出国における安全対策の推進

- ・輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、輸出国に対する(1)我が国の食品安全規制の周知、(2)二国間協議や現地調査を通じた、農薬管理等の衛生管理対策の確立の要請。輸入量等を勘案した、輸出国の安全対策に関する情報収集及び現地調査(3)技術協力等の取組について記述。
- ・輸出国における説明会の開催等を通じて、輸出国の政府担当者及び生産者等に対し、これらの情報の周知を図る。

6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な安全管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1)基本的指導事項、(2)輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6)食品安全に関する知識の向上等の指導事項を記述。

7 法違反が判明した場合の対応

(1)輸入時、(2)国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3)再発防止のための輸入者に対する指導、(4)法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5)悪質事例の告発及び(6)違反事例の公表等における本省、検疫所及び都道府県等の連携、実施の手順について記述。

8 国民への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供するため、(1)モニタリング計画等に関する情報の提供、(2)二国間協議及び現地調査等に関する情報の提供、(3)本計画に基づく監視結果の公表、(4)食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1)食品安全に関する人材の養成、資質の向上、(2)検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。

別添 1

平成 25 年度輸入食品監視指導計画

平成 23 年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数が約 210 万件、輸入重量が約 3,341 万トンであった。農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約 4 割であり、供給熱量ベースで約 6 割を国外に依存する状況となっている。

これら我が国に輸入される食品等の現状を踏まえ、平成 24 年度において、厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び検疫所は、全国の検疫所における食品衛生監視員の増員、検査機器の整備による輸入時の検査項目の拡充を図り、モニタリング検査（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づき多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。以下同じ。）や検査命令（法第 26 条の規定に基づき法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じるもの。以下同じ。）等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国における安全対策の適正化を推進するため、計画的な輸出国の対日輸出食品に関する制度調査並びに個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施したほか、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等に係る輸出国の安全管理についても現地調査を行った。

これらの取組について、平成 24 年 12 月に公表した平成 24 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）では、平成 24 年 4 月から 9 月までの速報値として、輸入届出件数は約 111 万件、輸入重量は約 1,228 万トン、検査件数は約 11 万 7 千件であり、うち違反件数は 492 件であった。平成 25 年度においては、これまでの施策を更に進めることとする。モニタリング検査については、昨年度のモニタリング検査結果及び輸出国の安全管理体制に係る調査結果等を勘案して検査項目等の見直しを行う。また、海外での食中毒や食品からの病原微生物の検出に関する情報が増加し、関係食品の輸入実績も確認されることから、腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌、リストeria 菌などの病原微生物に係るモニタリング検査を強化し、引き続き農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として定められる量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止するいわゆるポジティブリスト制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）を着実に施行するとともに、過去の検査実績を踏まえた検査の見直しを行う。さらに、輸出国に対し、生産、製造、加工等（以下「生産等」という。）の段階における安全対策の推進を要請

し、必要に応じて、現地調査を行うとともに、輸出国の政府担当者や食品等事業者に我が国の食品衛生規制を周知するための説明会を開催し、海外の生産現場における衛生管理をより一層推進する。

なお、BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保については、月齢制限の見直し等が行われたことを踏まえ、輸出国政府との協議、現地調査及び輸入時の検査を通じて、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証していくものとする。

これらの取組に加え、引き続き、「輸入加工食品の自管理に関する指針（ガイドライン）（平成20年6月5日付け食安発第0605001号）」（以下「加工食品ガイドライン」という。）に基づき、輸入者に対し輸出国段階における自主的な安全管理を指導するとともに、輸出国における食品安全対策の適正化を推進するため、計画的に対日輸出食品について、輸出国の食品安全に関する制度調査の実施に努めていくこととする。

1 目的

本計画は、輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

2 本計画の適用期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

3 輸入食品等の監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行われなければならないとされている。この観点から、輸入食品等の安全性確保については、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、次の措置を講ずる。

- (1) 本省は、輸出国の生産等の段階における安全対策を推進するため、我が国の食品安全規制に関する情報を在京大使館、輸入者、輸出国の政府担当者及び輸出国の生産者、製造者、加工者等（以下「生産者等」という。）へ提供し、本省のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。また、輸出国との二国間協議、現地調査、技術協力等を実施する。
- (2) 本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により生産等がなされた輸入食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認める場合には、法第8条又は法第17条の規定に基づく包括的輸入禁止措置を講ずる。

- (3) 本省は、法違反を繰り返すなどの輸入者に対し、法違反の原因を改善させることを目的として指導し、必要に応じて法第 55 条第 2 項の規定に基づく輸入者の営業の禁止又は停止（以下「輸入者の営業の禁停止処分」という。）を命ずる。
- (4) 本省は、法違反が判明した際には、法第 63 条に基づき違反事例の公表を行う。
- (5) 検疫所は、法第 27 条の規定に基づく輸入届出等により、法第 11 条又は法第 18 条の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合について確認する。
- (6) 検疫所は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するため、モニタリング検査を計画的に実施する。
- (7) 検疫所は、食品衛生上の危害の発生防止のため、法第 26 条の規定に基づき、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、検査を命ずる。
- (8) 検疫所は、輸入者が食品等事業者の責務として、自主的な安全管理を推進するため、講習会の開催及び輸入前指導の取組を行う。
- (9) 検疫所は、法違反が判明した際には、廃棄指導等の措置を講ずるとともに、輸入者への指導等、再発を防止するための措置を講ずる。
- (10) 輸入後の国内流通段階においては、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が監視指導を行うとともに、違反発見時には、本省、検疫所、都道府県等は連携を図り、輸入者による回収等が適確かつ迅速に行われるよう措置を講ずる。

4 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- (1) 法第 27 条の規定に基づく輸入届出による確認
検疫所は、法第 27 条の規定に基づく輸入届出がされた食品等について、法第 6 条各号、法第 9 条第 2 項又は法第 16 条に該当する食品等でないこと、法第 8 条第 1 項又は法第 17 条第 1 項の規定に基づき輸入が禁止された食品等でないこと、法第 10 条の規定に基づき定められた添加物であること並びに法第 11 条及び法第 18 条の規格基準に適合している食品等であることについて、輸入者による輸入届出のほか、必要に応じて輸出国政府の発行する証明書、輸入者からの報告徴収等により確認する。
- (2) 法第 28 条の規定に基づくモニタリング検査
検疫所が実施するモニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視し、法違反が発見された場合には輸入時の検

査を強化するなどの対策を講ずることを目的とする。

① モニタリング計画の策定等

本省は、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、違反率、輸入届出件数及び輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査件数及び検査項目（以下「モニタリング計画」という。）を定める。また、ポジティブリスト制度を着実に施行するため、農薬等の海外における規制状況、使用状況、検出事例等を勘案しモニタリング計画を策定する。

さらに、輸出国制度の調査結果及び、輸出国内における食品等を原因とする健康被害の発生、不衛生食品等の回収等の情報に基づき、モニタリング検査の検査件数を見直す。

なお、残留農薬等について検査命令の対象となっている食品については、当該輸出国における残留農薬等の管理の不徹底及び使用農薬等の変更の可能性があり、検査命令の対象項目以外の農薬等が基準値を超えて残留する懸念があるため、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的にモニタリング検査を実施する。加えて、輸出国段階での原材料管理の検証に資するため、加工食品の残留農薬等に係る試験法を検討する。

平成25年度のモニタリング計画は、別表第1のとおりとする。

② モニタリング検査の計画的な実施

検疫所は、モニタリング計画に規定された件数の検査を実施するために、本省により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

本省は、モニタリング計画に基づく検査の実施状況について適宜点検を行い、検疫所に対して必要な指示を行うとともに、輸入状況等の変化により、検疫所ごと又は食品群ごとの検査計画の実施が困難と判断する場合等にあっては、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じ当該年度中にモニタリング計画の見直しを行う。

③ モニタリング検査の強化等

本省は、輸出国等における食品等の回収や健康被害発生に関する情報を得た場合、モニタリング検査等により法違反が発見された場合又は都道府県等の監視指導において法違反が発見された場合にあっては、必要に応じて検疫所に対して当該輸入食品等に対する検査の強化を指示する。

なお、本省は、残留農薬等に係る検査の強化については、輸出国における残留農薬等の管理体制を把握するため統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に

係るモニタリング検査の検査率を引き上げて一定期間継続して実施する。

また、モニタリング検査強化日から1年間を経過し又は60件以上の検査を実施して同様の違反事例がない場合は、通常の監視体制とする。

(3) 法第28条の規定に基づくモニタリング検査以外の行政検査

検疫所は、輸入届出の内容を踏まえ、モニタリング計画に基づく検査以外にも、初回輸入時の検査、輸送途中で事故が発生した場合の検査等、必要に応じて輸入食品等の検査を実施する。

(4) 法第26条の規定に基づく検査命令

① 検査命令の発動

本省は、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生防止を図るために必要があると認める場合に、輸入者に対し検査命令を発動する。

なお、検査命令対象への追加の公表に当たっては、健康影響についてわかりやすく説明するよう努める。

i 輸出国や我が国において健康被害が発生している場合又は健康被害が発生するおそれのある場合、及びアフラトキシン、病原微生物等のモニタリング検査等の結果、法違反が発見された場合には、同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等について直ちに検査命令の対象とする。

ii 残留農薬等について、同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等に対するモニタリング検査等の結果、法違反が複数回発見された場合には、輸出国における規制及び安全管理体制の状況、当該輸入食品等の法遵守の履歴等を勘案した上で、当該輸入食品等の全部又は一部を検査命令の対象とする。

② 検査命令の解除

法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる場合にあっては、検査命令を解除し、通常の監視体制とする。

i 輸出国における原因究明及びそれに対応した輸出国での新たな規制、農薬等の管理体制の整備や検査体制の強化等の再発防止対策が講じられた場合には、二国間協議、現地調査又は輸入時検査によりその有効性が確認され次第、検査命令を解除する。

ii 残留農薬等に係る検査命令対象食品等であって、検査命令通知日以後、直近の違反事例の判明日（検査命令通知日以降に違反事例がない場合は検査命令通知日）から2年間新たな違反事例がないもの、又は1年間新たな違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上あるものについては、検査命令を解除する。その後、統計学的に一

定の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に係るモニタリング検査の検査率を引き上げて一定期間継続して検査し、違反が発見された場合には、直ちに検査命令を発動する。

(5) 法第8条又は法第17条の規定に基づく包括的輸入禁止措置

特定の国若しくは地域又は特定の者により製造等がなされた輸入食品等について、当該輸入食品等の検査件数全体に対する違反率が概ね5%以上であること、生産地における食品衛生上の管理の状況等からみて引き続き法に違反する食品等が輸入されるおそれがある場合において、人の健康を損なうおそれの程度等を勘案して、当該輸入食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴き、輸入禁止措置を講ずる。

(6) 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

本省は、輸入食品等の安全性確保のため、関係府省及び輸出国政府と連携しながら海外からの食品安全上の問題について情報を入手し、主な事例についてはホームページに掲載する。また、我が国への法違反食品等の輸入の可能性がある場合には、当該食品等の我が国への輸入状況を調査し、輸入実績がある場合には、関係する検疫所又は都道府県等にその流通・在庫状況の調査及び必要に応じ輸入者等に対する検査、回収等を指示するとともに、検疫所に検査の強化を指示し、対応状況について公表する。

5 輸出国における安全対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、以下の取組により輸出国における安全対策の推進を図る。

(1) 我が国の食品安全規制等の周知

本省は、ホームページにおいて、我が国の食品安全規制、検査命令の対象食品、モニタリング検査の強化食品並びに本計画及びその監視指導の結果を英訳して情報提供を行う。

また、在京大使館等に対する規格基準等改正時における説明会、独立行政法人国際協力機構が実施する食品安全規制に関する研修会、輸出国における説明会の開催等を通じて、輸出国の政府担当者及び生産者等に対し、これらの情報の周知を図る。

(2) 二国間協議、現地調査等

本省は、輸入時に検査命令が実施されている食品等のほか、法違反の可能性が高い食品等については、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立について二国間協議等を通じて要請

し、輸出国の生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図る。

平成 24 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）によれば、カビ毒等の有毒な又は有害な物質の含有等による法第 6 条違反等や、残留農薬、動物用医薬品及び微生物等に係る法第 11 条違反等の事例が違反事例の大多数を占めている。平成 25 年度においても、当該違反事例の多い国及び我が国への輸出量の多い国を中心に計画的に輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する情報を収集するとともに、現地調査により輸出国の衛生対策の推進を図る。また、輸入牛肉等の安全確保のため、輸出国における生産等の段階での安全対策の検証が必要な場合には、専門家を派遣し、当該輸出国における対策の確認を行う。

さらに、平成 22 年 5 月、日中両国担当大臣により署名が行われた「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中間における食品の安全性向上のため、閣僚級会議を開催し、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力の促進を目的とした行動計画を策定するとともに、実務者レベル協議及び現地調査を実施する。

(3) 技術協力等

本省及び検疫所は、残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力を実施する。

6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

輸入者を含む食品等事業者の責務として、食品安全基本法第 8 条において、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じることとされている。また、法第 3 条第 1 項において、自らの責任において輸入食品等の安全性を確保するため、必要な知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施等の措置を講じるよう努めなければならないこととされている。

これらを踏まえ、法違反を未然に防止するため、検疫所は、輸入者に対し、以下の指導等を通じて、自主的な安全管理の推進を図る。

(1) 輸入者に対する基本的な指導事項

法に基づく輸入手続、検査制度、規格基準、添付が義務付けられている衛生証明書等の食品安全上の規制や輸入者の責務等について周知を図る。

また、輸入者の自主的な安全管理を推進する観点から、輸入食品等の違反や衛生問題の情報、新たに制定された規格基準及び輸出国の食品安全に関する規制を輸入者に対し適時適切に提供するとともに、輸入者が自ら輸

入食品等の安全性確保に努めるよう、講習会、輸入届出時等において指導を行う。

輸入者に対する基本的な指導事項は、別表第2のとおりとし、輸入者が取り扱う具体的な輸入食品等の輸出国、品目に応じ、更に必要な事項について指導を行う。加工食品にあっては、加工食品ガイドラインに基づき、輸入者に対し、輸出国の食品安全関連規制の整備及び施行の状況や製造者の安全管理の水準等を勘案して、輸出国での生産等の段階において必要な確認を行うよう指導する。

また、輸入する食品等が輸出国において違法に生産等されたものではないこと、原材料、添加物、製造方法、検査データ等が法に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

併せて、生産者等を通じて入手した正確かつ最新の情報に基づく適正な輸入届出を行うよう指導するとともに、特に継続的に輸入する場合にあっては、原材料や製造方法等に変更がないこと、届出時に提示する自主検査等の成績と届出貨物の同一性が確保されていることを十分確認するよう指導する。

さらに、規格基準の改正、検査強化、販売の禁止措置等がなされた場合にあっては、輸入者に対し検疫所等を通じ情報提供する。

(2) 輸入前指導の実施

輸入者に対し、6の(1)の指導事項を踏まえ、生産者等から必要な資料を入手するなど、事前に輸入する食品等の安全性や、薬事法（昭和35年法律第145号）により規制される医薬品成分の含有の有無等を確認するよう指導する。特に輸入者が、食品等を我が国に初めて輸入しようとする場合、同種の食品で違反事例や衛生問題が確認されたものについては、事前に検疫所の輸入食品相談指導室等に相談するよう、ホームページや講習会の実施等を通じて周知する。

また、輸入前の自主検査の実施を推進する観点から、当該検査結果を4の(1)の検疫所の確認の際に活用する。

(3) 輸入前指導による法違反発見時の対応

輸入者による事前の安全性の確認の結果、輸入食品等が法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導する。

また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査により確認するよう指導する。

(4) 自主検査の実施

初回輸入時においては、輸入食品等の規格基準や添加物等の使用状況に基づき、当該輸入食品等が法に適合していることの確認のために必要な検査項目について自主検査を行うよう指導する。また、継続的に輸入する場合にあっては、(1)の指導事項を踏まえ、定期的に当該輸入食品等の規格基準、添加物等の使用状況を確認し、同種の食品の違反情報等も参考しながら、自主検査を行うよう指導する。

(5) 輸入食品等の記録の作成及び保存

「食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）（平成15年8月29日付け食安発第0829001号）」を踏まえ、輸入者に対し、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、食品等に関する輸入や販売状況の記録等の適正な作成及び保存に努めるとともに、法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該情報を速やかに提供することが可能となるよう指導する。

(6) 輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者の食品安全に関する知識の向上

輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、(1)～(5)の指導事項等についての説明会を開催するとともに、関係団体等が開催する講習会においても検疫所から担当者を積極的に派遣することにより、事業者の食品安全に関する知識の習得に努め、輸入食品等の安全性が確保されるよう指導する。

また、必要に応じ、輸入者に対し、適正な期限表示などの表示内容について輸入者の所在地を管轄する都道府県等へ事前に相談することを促すなど、情報提供を行う。

7 法違反等が判明した場合の対応

(1) 輸入時の検査等で法違反が発見された場合

輸入届出のあった検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入者に対する廃棄、積戻し又は食用外用途への転用（以下「廃棄等」という。）や迅速な回収を指示する。また、本省においては、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

① 法違反が判明した食品等が通関前の場合

検疫所は、輸入者に対し、廃棄等を指示するとともに、措置状況について報告を求める。

② 法違反が判明した食品等が通関後の場合

輸入者の所在地を管轄する都道府県等は、輸入者に対し、回収等を指示し、措置状況について報告を求める。

このため、都道府県等による回収等の指示が円滑に行われるよう、検

疫所は、本省に法違反の輸入食品等に係る輸入時におけるロット構成、輸入者の名称、所在地その他の必要な情報（以下「法違反の輸入食品等に係る情報」という。）を速やかに報告する。本省は、輸入者の所在地を管轄する都道府県等に対し、輸入者による回収等の措置が適切に講じられるよう通報する。

なお、検疫所は、輸入者に対し、法違反の輸入食品等の廃棄等の措置を講ずるよう暫定的に指導するとともに、当該輸入者の所在地を管轄する都道府県等の指示に従うよう指導する。また、本省は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づき、内閣府との情報共有を図る。

(2) 国内流通時の検査等で法違反等が発見された場合

本省は、都道府県等の収去検査（法第 28 条第 1 項の規定に基づく収去又は検査をいう。）や販売者等の自主検査等により、国内流通時に輸入食品等の法違反が発見された旨の連絡を受けた場合は、検疫所に対して法違反の輸入食品等に係る情報の提供を行うほか、必要に応じて、当該情報に基づき輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。また、輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、以後輸入される食品等については検疫所に対し、国内流通している食品については都道府県等に対し通報し、必要な措置を講ずる。

(3) 再発防止のための輸入者への指導等

検疫所は、法違反のあった輸入者に対し、法違反の再発を防止するため、以下の事項について報告を求める。

① 違反原因の調査及び報告

当該食品等の違反原因の調査を求め、結果が判明次第、報告を求める。

法違反が発覚して 3 カ月を経過しても違反原因が判明しない場合にあっては、調査の進捗状況の報告を求める。

② 輸入再開時の改善結果報告

同一製品を再度輸入する場合にあっては、①の原因の調査を求め、改善が図られたことを確認するほか、必要に応じ、輸入者自らによる現地での調査、法違反となった項目の輸出国における検査等により検証するとともに、改善結果について報告を求める。

(4) 法第 55 条の規定に基づく輸入者の営業の禁停止処分

本省は、食品の安全性の確保の観点から、法違反を繰り返す輸入者又は法違反により健康被害を発生させた若しくは発生させるおそれを生じさせた食品等の輸入者などに対し、法違反の原因を改善させ、法違反の再発を防止させ、その他衛生上の必要な措置を講じさせることを目的として、輸入者の営業の禁停止処分を命ずる。

また、本省は、「食品衛生法第 55 条第 2 項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針（ガイドライン）（平成 18 年 1 月 10 日付け食安発第 0110003 号）」に基づき、違反率が概ね 5 % を超え、輸入者の営業の禁停止処分の検討対象となった輸入者に対しては、再発防止対策を提出させ、法違反を繰り返すことのないよう指導する。検疫所は、違反内容に応じて当該輸入者が輸入する食品についてモニタリング検査を強化し、当該輸入者が講じた再発防止措置を検証する。

(5) 悪質な事例の告発

検疫所は、虚偽の輸入届出や法違反又はその可能性の高い食品等の不正輸入など、犯罪があると思料するときは、告発するとともに、当該告発内容について、適時公表を行う。

(6) 違反事例の公表

本省は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（違反が軽微であって、当該違反について直ちに改善が図られた輸入者は除く。）の名称、対象輸入食品等の違反情報をホームページに速やかに掲載し、公表する（名称については 1 年間に限り公表する。）。なお、違反者の名称等の公表に併せ、違反食品の回収、廃棄等の措置状況、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表する。

8 国民への情報提供

本省及び検疫所は、ホームページ等により輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供する。

(1) モニタリング計画等に関する情報の提供

検疫所は、輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、本計画に基づく監視指導を円滑に実施できるよう、モニタリング計画、検査命令、検査の強化等に関する通知等を周知する。

また、本省は、モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する情報について公表する。

(2) 二国間協議及び現地調査に関する情報の提供

本省は、輸出国の安全対策の推進等のため実施した、二国間協議及び現地調査に関する情報について公表する。

(3) 本計画に基づく監視結果の公表

本省は、モニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等の本計画に基づく監視指導の実施状況について、翌年度の 8 月を目途に公

表する。また、4月から9月までの年度途中の状況についても12月を目途に公表する。

(4) 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

本省は、食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについて、都道府県等及び関係府省庁と連携し、計画の内容、輸入食品等の監視指導の状況等を、消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行い、食品等の安全性について適切に理解されるよう努める。

(5) その他

検疫所は、一般消費者を対象とした見学の受入れ等、輸入食品等の監視指導の現状について、国民の理解を得るよう努める。

9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1) 食品安全に関する人材の養成、資質の向上

本省は、検疫所で監視指導や試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施する。

(2) 検疫所が実施する食品等の試験検査に係る点検

本省は、地方厚生局の助言を得てモニタリング検査等が適正に実施されるよう、検疫所の試験検査の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

別表第1

食品群	検査項目※1	項目別件数※2	延検査件数※2
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,300	8,500
	残留農薬	1,300	
	病原微生物	720	
	成分規格等	150	
	放射線照射	30	
	S RM除去	4,000	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品（肉類）等	抗菌性物質等	2,200	8,400
	残留農薬	1,200	
	添加物	1,400	
	病原微生物	2,100	
	成分規格等	1,500	
	放射線照射	30	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	抗菌性物質等	3,100	7,810
	残留農薬	2,600	
	添加物	180	
	病原微生物	1,400	
	成分規格等	500	
	放射線照射	30	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,400	17,510
	残留農薬	3,200	
	添加物	1,600	
	病原微生物	4,900	
	成分規格等	3,400	
	放射線照射	10	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	1,500	18,870
	残留農薬	11,700	
	添加物	1,100	
	病原微生物	1,500	
	成分規格等	200	
	カビ毒	2,400	
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	遺伝子組換え食品	350	18,650
	放射線照射	120	
	抗菌性物質等	300	
	残留農薬	8,400	
	添加物	3,800	
	病原微生物	500	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	成分規格等	2,100	5,180
	カビ毒	3,000	
	遺伝子組換え食品	130	
	放射線照射	420	
	残留農薬	550	
	添加物	3,100	
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	成分規格等	630	1,780
	カビ毒	900	
	放射線照射	180	
	添加物	1,000	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	480	2,000
	カビ毒	120	
	放射線照射	2,000	
検査強化食品分※3	抗菌性物質等、残留農薬、添加物、病原微生物、成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射	5,000	5,000
	総 計（延数）※2		93,700

※1：検査項目の例

- ・抗菌性物質等：抗生素質、合成抗酸剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物：保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ぼい剤等
- ・病原微生物：腸管出血性大腸菌O26、O104、O111及びO157、リステリア菌、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、放射性物質等）、貝毒（下痢性貝毒、麻痹性貝毒）等
- ・カビ毒：アフラトキシン、デオキシニバレノール、バツリソ等
- ・遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射：放射線照射の有無

※2：検査件数は、抗菌性物質、残留農薬等の検査項目別の延検査件数の概数を示したもの。

※3：輸入時の違反事例や海外情報等に基づき、本計画実施中に検査頻度を強化して行うもの。

別表第2

	輸入時における危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時の確認事項
食品等一般 (共通事項)	・有害、有毒物質の含有 ・腐敗、変敗及び不潔・異物の混入	・原材料の受け入れ、製造 ・加工行程等における有害、有毒物質等の混入防止対策	・定期的な試験検査による有害、有毒物質等の確認	・事故・不適切な温度管理等による腐敗、変敗がないこと ・塩蔵等の食品等を長期間屋外に保管することがないこと ・倉庫等で使用する殺虫剤等の薬剤による汚染がないこと
	・病原微生物による汚染	・病原微生物による汚染防止対策	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	・指定外添加物の使用 ・添加物の対象外使用、過量使用等使用基準不適合	・原材料に使用されている添加物を含め、指定外添加物が使用されていないこと ・使用基準に適合しない添加物が使用されていないこと、また、使用量等が適量であること	・定期的な試験検査による指定外添加物が含有していないこと、添加物の使用基準等の適合の確認	
	・規格基準不適合 (清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品等)	・成分規格、製造・加工基準等の規格基準に適合していること ・放射線照射による殺菌等が行われていないこと(ばれいしょの芽止めを除く。) ・製造工程、製品に使用されている原材料及び添加物の正確な名称・割合等の生産・製造者への確認 ・必要に応じ、最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認	・製造工程、原材料等に変更がないこと ・定期的な試験検査による成分規格等の適合の確認 ・最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
農産物及びその加工品	・アフラトキシン、パツリン等のカビ毒 (穀類、豆類、香辛料、りんごジュース等)	・収穫時及び輸送・保管時におけるカビの発生防止対策	・定期的な試験検査によるカビ毒の確認	・カビの発生を防止するための適切な温度、湿度等の管理
	・シアン配糖体等の自然毒	・自然毒の有無の確認 ・製造・加工等により自然毒を除去できる対策を講じていること ・有害、有毒植物の混入防止対策	・定期的な試験検査による自然毒の確認	
	・放射性物質汚染 (きのこ、ベリー類濃縮加工品、ハーブ等)	・採取地域が放射性物質汚染地域でないこと	・定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認	
	・腸管出血性大腸菌 O 157 等の病原微生物 (生食用野菜)	・病原微生物による汚染防止対策	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理

	<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫前、収穫後における農薬の適正な用法、用量の遵守 ・定期的な試験検査による残留農薬の確認 	・収穫後における農薬の使用の有無
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性未審査の遺伝子組換え食品 (とうもろこし、パパイヤ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え食品の承認の有無 ・安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入していないことの確認 	・適正な管理
	<ul style="list-style-type: none"> ・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (生鮮野菜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・着色料、漂白剤等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による添加物の確認 	
畜産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血性大腸菌O157、リストeria菌等の病原微生物 (食肉、ナチュラルチーズ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・病原微生物による汚染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による病原微生物の確認 	・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質汚染 (トナカイ肉、ビーフエキス等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地域が放射性物質汚染地域でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生証明書の不備 (食肉、食肉製品) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産国及び輸出国政府機関が発行する衛生証明書の記載事項 		・衛生証明書の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・牛海綿状脳症 (牛肉及び牛由来製品) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地域が輸入禁止対象国・地域でないこと ・特定危険部位を含まないこと ・輸入禁止対象国・地域由来の牛肉等の混入・使用がないこと 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・牛海綿状脳症 (めん羊肉、山羊肉等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地域が牛海綿状脳症発生国でないこと ・特定危険部位をふくまないこと ・輸入禁止対象国・地域由来のめん羊肉、山羊等の混入・使用がないこと 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬、動物用医薬品、飼料添加物の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品、飼料添加物の適正な用法、用量、休薬期間等の遵守 ・定期的な試験検査による残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (食肉) 	<ul style="list-style-type: none"> ・着色料等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による添加物の確認 	

水産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> ・腸炎ビブリオ等の病原微生物 (切り身、むき身の生食用鮮魚介類等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工場で使用される洗浄水等の病原微生物による汚染防止対策 ・加工基準の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による病原微生物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存基準の遵守 ・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	<ul style="list-style-type: none"> ・生食用かきの成分規格、加工基準、保存基準不適合 	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国と同等の加工基準であることが確認された国であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による成分規格の適合の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存基準の遵守
	<ul style="list-style-type: none"> ・下痢性・麻痺性貝毒(貝類) 	<ul style="list-style-type: none"> ・貝毒の監視が適切に行われている海域から採取された貝類であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による貝毒の確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・有毒フグの混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入が認められている魚種であること ・魚種鑑別による異種フグの混入防止対策 		<ul style="list-style-type: none"> ・輸出国政府機関が発行する証明書の確認 ・魚種鑑別による異種フグの混入がないことの確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・シガテラ毒魚等の有毒魚の混入 (南方産ハタ、ブダイ、カマス等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲海域の確認 ・魚種鑑別による有毒魚の混入防止対策 		<ul style="list-style-type: none"> ・魚種鑑別による有毒魚の混入がないことの確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・残留動物用医薬品、残留飼料添加物 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品、飼料添加物の適切な用法、用量、休薬期間等の遵守 ・定期的な試験検査による残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (鮮魚介類等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・着色料、一酸化炭素等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による添加物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮紅色等の有無の確認
いわゆる健康食品	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品成分の含有 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法上の医薬品成分を含まないこと ・輸出国における食経験等 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験検査による医薬品成分を含まないことの確認 	
添加物及びその製剤	<ul style="list-style-type: none"> ・指定外添加物の使用 ・規格基準不適合 	<ul style="list-style-type: none"> ・添加物の正確な名称、基原物質、抽出溶媒の種類 ・添加物製剤の場合、それぞれの正確な名称と割合 ・指定外添加物が使用されていないこと ・成分規格、製造基準等の規格基準に適合していること ・安全性未審査の遺伝子組換え技術を利用していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による成分規格の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存基準の遵守
器具及び容器包装、おもちゃ	<ul style="list-style-type: none"> ・規格基準不適合 	<ul style="list-style-type: none"> ・材質、形状、色柄、対象年齢、用途の確認 ・原材料の一般規格、材質別規格、用途別規格、製造基準等の規格基準に適合していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による原材料一般の規格、材質別規格等の確認 	

「平成25年度輸入食品監視指導計画（案）」に関する意見募集結果について

平成25年3月
厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

「平成25年度輸入食品監視指導計画（案）」について、平成25年1月23日から平成25年2月21日まで厚生労働省のホームページ等を通じて御意見を募集しましたところ、計415件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それらに対する回答について、以下のとおり取りまとめました。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜要約しております。

1. 検査体制に関する御意見（89件）
2. BSE対策に関する御意見（26件）
3. 遺伝子組換え食品に関する御意見（13件）
4. 海外における問題発生情報等に関する御意見（306件）
5. 国民への情報提供に関する御意見（106件）
6. 残留農薬等対策に関する御意見（30件）
7. その他（26件）

※ 1件の意見に複数の項目の内容が含まれている場合、項目ごとに重複して計上しています。そのため、項目ごとの意見数の合計は、415件を超えております。

1. 検査体制に関する御意見

(主な御意見)

- ①過去の違反内容を精査し、違反の多い国や会社に対して、輸入の都度、検査をさせるべきである。
- ②モニタリング検査について、昨年度の検査結果や不衛生食品等の回収情報等を勘案して検査及び検査件数の見直しを求める。
- ③今後の輸入量の増加も見込まれることから必要な対応を図ってほしい。
- ④病原微生物のモニタリング検査は具体的にどのような微生物を対象に実施するのか。
- ⑤今後、モニタリング検査に新たな検査項目の追加などは検討しているか。
- ⑥照射食品について確実な検知法を確立し検査の強化をしてほしい。
- ⑦えびの検査命令において過去に天然えびで違反となっていない検査項目が検査命令となっているのはなぜか。

(回答)

①②③

輸入食品の安全性確保は、食品衛生法第23条に基づき年度毎に「輸入食品監視指計画」を策定し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施しているところです。この計画においては、違反の可能性の高い食品に対して、輸入の都度に検査結果が判明するまで輸入することができない検査命令を実施するとともに、検査命令対象以外の食品に対して、衛生状況の把握を目的としたモニタリング検査を実施しています。モニタリング検査の項目や件数は、過去の輸入実績や検査結果、海外当時の回収事例を勘案していますが、年度内であっても事案に応じた追加、変更を行うなど柔軟性のある対応を図っています。

引き続き、輸入食品の安全性確保のため、監視体制の整備・充実に努めることとします。

④

海外での食中毒事例や食品からの病原微生物の検出情報が増加していることを踏まえ、平成25年度のモニタリング検査においては、腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌、リストリア菌、腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌、赤痢菌、ノロウイルス、クドアセプテンパンクタータ等の病原微生物を対象とします。

⑤

新たな農薬や動物用医薬品の開発、またこれに伴う新規試験法の開発や国内外における衛生問題等を踏まえ、必要性に応じた検査項目の追加を検討します。

⑥

放射線照射された食品の検知法については、既存の熱ルミネッセンス(TL)法を改良するとともに、アルキルシクロブタノン法電子スピンドル共鳴(ESR)法を追加し、

検査の対象食品の拡充を行いました。

⑦

抗生物質等は、本来養殖中に使用されるものですが、過去の検査において天然えびから抗生物質等が検出された輸出国については、天然、養殖を管理区別することが困難なため、天然えびで違反となっていない検査項目についても天然、養殖に関わらず検査命令としています。

2. BSE 対策に関する御意見

(主な御意見)

- ① BSE 発生国の米国やEUから輸入される牛肉について規制緩和は断固として反対である。
- ② 輸入牛肉のBSE 対策に係る情報提供・リスクコミュニケーションを強化してほしい。
- ③ 牛肉の対日輸出認定施設等への査察結果についてわかりやすく知らせてほしい。
- ④ 輸入牛肉について、水際での検査では十分でないので、現地調査を実施するなど監視強化を要望する。

(回答)

①②③

BSE 対策の開始から10年以上が経過し、国内外のBSE リスクが低下している状況を踏まえ、最新の科学的知見に基づいた対策の見直しを行うため、平成23年12月に食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しました。

昨年10月の食品安全委員会の評価結果に基づき、輸入措置の見直しを行いました。この輸入措置の見直しが、科学的評価に基づくものであることを御理解いただけるよう、説明会及び意見交換会を東京、大阪、仙台、横浜及び福岡において実施いたしました。

今後とも、分かりやすいホームページの作成等、丁寧な説明に努めます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/iken/>

④

日本への輸出については、対日輸出条件を遵守できると輸出国政府が認定した施設のみ輸出可能となり、加えて輸出国政府が対日輸出条件に適合する旨を証明した衛生証明書の添付を必要としています。この対日輸出条件の中には、月齢確認手続きの実施や特定危険部位（以下、「SRM」という。）の管理等が含まれているため、輸出が可能な施設は、適切な月齢確認及びSRM管理を行っていると輸出国政府が認定した施設のみとなります。

厚生労働省では、引き続き、各国の対日輸出条件の遵守状況の検証のため、輸入時検査を行うとともに、定期的な現地調査を行いその結果を公表することとします。

なお、輸入条件違反があった場合には、その出荷施設からの輸入手続きを一時停止するとともに、輸出国政府に対して調査を要請し、輸出国政府から改善の報告があるまでは、当該施設からの輸入手続きを停止するという措置を講じます。

3. 遺伝子組換え食品に関する御意見

(主な御意見)

- ①遺伝子組み換えの食物の輸入を止めてください。また、仮に遺伝子組み換えのものでもしっかりと表示して下さい。
- ②安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した食品添加物が利用された食品の対応はどうされましたか。また、増加する加工食品について、一層の充実と業者への指導を行うべきである。

(回答)

①

厚生労働省では、組換えDNA技術応用食品・食品添加物（いわゆる「遺伝子組換え食品等」）の安全性を確保するために、組換えDNA技術の応用による新たな有害成分が存在していないかなど、遺伝子組換え食品等の安全性について、食品安全委員会の意見を聴き、総合的に審査をしています。（詳細は「遺伝子組換え食品の安全性審査について」<http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/d1/qa.pdf>をご確認ください。）

食品衛生法（以下、「法」という。）においては、平成13年（2001年）4月から、厚生労働大臣が定める上記の安全性審査の行われていない食品やこれらを原材料に用いた食品等の製造、輸入、販売などを禁止しており、遺伝子組換え食品等を輸入・販売する際には、必ず安全性審査を受ける必要があるものとなっています。

表示に関して、食品衛生法第19条第1項に基づく表示基準に関する内閣府令についての御意見と思われますので、食品の表示制度を所管する消費者庁にお伝えします。

②

安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した食品添加物及びこれを使用した食品については、輸入者等に対して自主回収等の措置を講じるよう指導しました。

その後、食品安全委員会による遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準に基づく安全性審査を経て、安全性が確認されたものについては輸入、販売等の自粛を解除しました。

本事例を踏まえ、食品等の製造工程における遺伝子組換え技術の利用について、輸入者にその確認の徹底を指導するとともに、輸入食品監視指導計画にも輸入者に対する基本的指導事項と位置付け、検疫所を通じ輸入者指導に努めています。

4. 海外における問題発生情報等に関する御意見

(主な御意見)

- ①中国産食品及び韓国産食品を食することが不安です。必要な検査を実施し食品の安全確保を求める。
- ②中国は土壤や地下水が重金属により汚染されています。中国産農産物について検査を実施すべきである。
- ③中国産鶏肉の輸入禁止を求める。
- ④韓国産キムチの検疫免除を撤廃すべきである。

(回答)

①

中国産食品及び韓国産食品に限らず、輸入食品の安全性確保については、食品衛生法第23条に基づき年度毎に「輸入食品監視指導計画」を策定し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施するため、(1)輸出国における衛生対策、(2)水際での対策、(3)国内での対策、の3段階での対応を実施しています。水際での対策としては、検疫所において違反の可能性が高い食品に対して検査命令を行い、確実な検査の実施を担保するとともに、検査命令対象以外の食品についてはモニタリング検査を行い、輸入される食品の衛生状況の把握に努め、必要に応じた検査強化を行っています。

また、厚生労働省では、海外の衛生問題について、内閣府食品安全委員会、国立医薬品食品衛生研究所や輸出国政府衛生当局ホームページ等から情報を入手し、我が国への問題食品の輸入実績を確認するとともに、輸入実績がある場合は、関係都道府県等にその流通状況の調査及び必要に応じた依頼等を指示しています。加えて、検疫所に検査の強化等も指示し、その内容についても厚生労働省ホームページで公表しています。

②

重金属（カドミウム、鉛、ヒ素）については、中国に限らずモニタリング検査を実施してきましたが、平成25年度も引き続き実施します。

②

中国産鶏肉については、検査命令やモニタリング検査で動物用医薬品の検査を実施しておりましたが、輸入食品監視指導計画に定める検査命令の解除要件（最終違反日から1年間で300件以上の検査命令を実施し違反が確認されないこと）が確認されたことから、平成25年1月に検査命令を解除しモニタリング検査強化へ移行しました。その後の60件の検査においても違反が確認されないことから、平成25年3月にモニタリング検査強化も解除しました。今後とも、検疫所において継続的な監視を行います。なお、今般、中国国内において、動物用医薬品を過剰に使用した鶏肉の流通情報を得たことから、抗ウイルス剤をモニタリング検査項目に追加し、検疫所における検査体

制を強化しました。

④

御意見をいただきました「検疫免除」は、食品の輸入手続きの簡素化・迅速化を目的とした「輸入食品事前確認制度」に関するものと推察します。

本制度は、予め輸出国政府から提出される一定の施設要件や食品衛生法に定める規格基準への適合を確認・登録することで、輸入者が自ら行う検査を省略することが出来る制度ですが、検疫所では、本制度に登録された食品等を含め、全ての輸入届出の審査を実施し、残留農薬や添加物等のモニタリング検査を実施しており、輸入時の検査が全く免除されるものではありません。

5. 国民への情報提供に関する御意見

(主な御意見)

- ①海外で問題等があった食品については明確かつ迅速な情報公開してほしい。
- ②違反等の問題食品が国内に流通している場合は周知してほしい。
- ③地方でもリスクコミュニケーションを開催し、意見反映ができるようしてほしい。また、消費者にとってリスクコミュニケーションはわかりやすいものにしてほしい。
- ④公表されている違反事例について、違反の原因等が不明確です。違反の原因等が確認出来た場合は、公表してほしい。

(回答)

①②

厚生労働省では、海外での衛生問題について、内閣府食品安全委員会、国立医薬品食品衛生研究所や輸出国政府衛生当局ホームページ等からの情報を入手し、我が国への輸入実績を確認するとともに、輸入実績が有る場合には関係都道府県等に流通状況の調査及び必要に応じた回収等の依頼を行っています。また、検疫所に対し必要な措置を通知しております。

なお、違反食品の回収等の依頼及び検疫所に対して発出した通知等については厚生労働省のホームページで迅速に公表しております。

③

輸入食品の安全性の確保に関する意見交換会は、広く一般の皆様を対象に昨年度は東京、大阪で、本年度は仙台、横浜、福岡で開催し、消費者、事業者、行政関係者等に御参加いただきました。これまでの意見交換会の資料・議事録は、厚生労働省の以下のホームページで公表していますのでご参照ください。今後とも、分かりやすい意見交換会となるよう努めます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/iken/>

④

厚生労働省が公表する違反事例については、輸入者等より貨物の流通状況や違反原

因が報告され次第、ホームページに追加掲載しています。

6. 残留農薬等対策に関する御意見

(主な御意見)

- ①国内において中国産ウーロン茶葉から、基準を超える農薬フィプロニルとインドキサカルブが検出されました。輸入時に検査を実施していなかったのはなぜか。
- ②残留農薬等の検査において検疫所に必要な機器は整備できているのか。
- ③モニタリング検査などの残留農薬等の検出状況を公表してほしい。

(回答)

①

検査項目の選定にあたっては、農薬等の毒性、汎用性、検出頻度及び農薬等の分析の可否を踏まえ策定しております。また、茶葉のフィプロニル及びインドキサカルブは、過去において国内外での検出事例を探知していなかったことから、モニタリング検査の実施項目に含めていませんでしたが、今回の検出事例を受け、検査項目に追加しました。

②

検疫所では残留農薬等の検査量に応じた必要な検査機器を整備してきました。今後とも必要性に応じた整備をすることとします。

③

残留農薬検査結果については、従前から公表を行っており、今後とも継続します。現在までに公表された資料は以下を御参照ください。

(参考)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/index.html

7. その他

(主な御意見)

- ① T P Pに参加して、食品の安全は守れるか。日本の基準が緩和させられるのではないか不安。
- ② 輸出国の政府担当者や食品等事業者へ行う説明会の内容を教えてほしい。
- ③ 平成23年11月以降の日中食品安全推進イニシアチブについて、その後の協議の状況を教えてほしい。
- ④ 有毒・有害物質の意図的な混入防止等の取り組みについて積極的に推進してほしい。
- ⑤ 今後も輸入食品の増加が見込まれることから、輸出国との充分なコミュニケーション体制を構築してほしい。
- ⑥ 食品衛生法違反を確認した際は、品物に対する検査強化だけではなく、輸入者に対し輸入禁止などの措置を講じるべきである。
- ⑦ 輸入者に対する指導を徹底してほしい。
- ⑧ 多くの消費者の声が反映できるようにパブリックコメントの募集期間をもっと長期間にしてほしい。
- ⑨ 国内で加工されたものも原産地表示をしてほしい。
- ⑩ 輸入加工食品の特定原材料（アレルゲン）の表示の検査も輸入時に検疫所で実施してほしい。
- ⑪ 我が国の食品安全のために農林水産省や消費者庁等関係各機関との連携をしっかりとってほしい。

(回答)

①

食品の輸入について、食品安全に関する措置を実施する権利は、WTOの「衛生植物検疫措置に関する協定」（S P S 協定）で我が国を含む各国に認められており、我が国の措置を適切に実施することにより、輸入食品を的確に監視します。

また、現在のところ、個別の食品安全基準の緩和は議論されていないと承知しています。仮に交渉に参加する場合、食の安全が損なわれることのないよう、国際基準や科学的知見を踏まえつつ、適切に対応します。

②

説明内容としては、主に食品衛生法（食品、添加物等の規格基準を含む）や輸入食品の監視体制、輸入時検査制度、違反状況について説明するとともに、二国間の関心事項（残留農薬規制等）等について意見交換を行っています。

③

平成24年11月に日中食品安全推進イニシアチブ第四回実務者レベル協議を開催し、落花生等のアフラトキシン、二枚貝の残留農薬及び麻痺性貝毒、アスパラガス及びネギの残留農薬、鶏肉の動物用医薬品及び本年度のモニタリング検査にて違反になった

事例などについて協議を行いました。協議の概要については、下記ホームページにて公表していますので御参照をお願いします。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/exporter/h241126-27.html>

④

有毒・有害物質の意図的な混入防止等の取り組みについては、平成20年6月5日付け食安発第0605001号「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、輸入者に対し、輸出国の食品安全関連規制の整備及び施行の状況や製造者の安全管理の水準等を勘査して、輸出国での生産等の段階において必要な確認を行うよう指導しております。

厚生労働省では、引き続き、輸入者が自ら輸入食品等の安全性確保に努めるよう、講習会、輸入届出時等において指導を行います。

⑤

厚生労働省では、在京大使館等に対する規格基準等の改正時の説明会や二国間協議、現地調査等を通じ、輸出国政府と十分なコミュニケーションがとれるよう努めます。

⑥

厚生労働省では、法違反が確認された場合、違反貨物を輸入した輸入者に対して違反原因の調査及び調査結果に基づく再発防止対策を構築するよう指導しています。

法違反を繰り返す輸入者又は法違反により健康被害を発生させた輸入者に対しては、食品の安全性確保の観点から、法第55条第2項に基づき、営業の禁止又は停止処分を行うこととしています。併せて、法違反を繰り返す輸入者に対しては、改善報告を提出させており、平成23年度は34社に対して改善指導を行いました。

⑦

法違反を未然に防止するため、輸入者に対して、輸入食品監視指導計画の6に基づく指導等を通じ、自主的な安全管理の推進を図っているところです。

また、厚生労働省は、「食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針（ガイドライン）（平成18年1月10日付け食安発第0110003号）」に基づき、違反率が概ね5%を超え、輸入者の営業の禁停止処分の検討対象となつた輸入者に対しては、再発防止対策を提出させ、法違反を繰り返すことのないよう指導するとともに、検疫所は、違反内容に応じて当該輸入者が輸入する食品についてモニタリング検査を強化し、当該輸入者が講じた再発防止措置を検証します。

⑧

パブリックコメントの期間については、一般的な1か月という期間を設定させていただきました。また、輸入食品への関心の高さを考慮し、パブリックコメントを開始する際には、プレスリリースを行いなるべく多くの方に情報提供できるよう努めたところです。

⑨⑩

表示に関して、食品衛生法第19条第1項に基づく表示基準に関する内閣府令についての御意見と思われますので、食品の表示制度を所管する消費者庁にお伝えします。

⑪

今後とも消費者庁その他の関係省庁と連携し食の安全性確保に努めます。

処理状況報告

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況	WTO通報の状況		備考
11月6日	農薬	サフルフェナシル	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	テブロキン	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	ビキサフェン	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	TCMTB	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	平成24年7月13日～平成24年9月11日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	アラクロール	平成24年12月26日～平成25年1月24日 意見あり	平成25年1月10日～平成25年3月11日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	トリフルラリン	平成24年12月26日～平成25年1月24日 意見あり	平成24年8月29日～平成24年10月28日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	ピリメタニル	パブリックコメント実施予定		WTO通報実施予定	
"	農薬	アセキノシル	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	ゾキシストロビン	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	エスプロカルブ	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	クロラントラニリプロール	平成24年3月23日～平成24年4月21日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	シエノビラフエン	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	シフルメトフェン	平成24年12月26日～平成25年1月24日 意見あり	平成24年8月29日～平成24年10月28日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	シメコナゾール	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	シラフルオフェン	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	チアメトキサム	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	ピフェントリン	平成24年2月17日～平成24年3月17日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	ピラフルフェンエチル	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	フェリムゾン	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	フェンブコナゾール	平成24年12月26日～平成25年1月24日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	プロスルホカルブ	平成24年12月26日～平成25年1月24日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	ベンチオピラド	平成24年12月26日～平成25年1月24日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	メタフルミゾン	平成24年12月26日～平成25年1月24日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	メタラキシル及びメフェノキサム	平成24年3月23日～平成24年4月21日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	レビメクチン	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	飼料添加物	セデカマイシン	平成24年9月21日～平成24年10月20日 意見なし	平成24年8月29日～平成24年10月28日	意見なし	
"	動薬	dl-クロプロステロール	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外	
"	動薬	フルニキシン	平成24年12月26日～平成25年1月24日 意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	添加物	亜塩素酸水	平成24年10月30日～平成24年11月28日 意見なし	平成24年8月29日～平成24年10月27日	意見あり	規格案の変更なし
"	添加物	ゾキシストロビン	平成24年10月30日～平成24年11月28日	平成24年8月29日～平成24年10月27日	—	
"	添加物	ピリメタニル	パブリックコメント実施予定	—	WTO通報実施予定	—